

基礎情報
【研究機関向け】

別添 1 - 1

研究機関名		
所在地	〒	
担当者連絡先①	所属部署等	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
担当者連絡先②	所属部署等	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

※枠内におさまらない場合は、フォントサイズを調整してください。

事前調査票①

【研究機関向け】

調査内容について、先進的・特徴的と思われる取組については、朱書き記入してください。

部局等における取組（研究室単位等での取組も含む）の記入にあたっては、部局等における全ての取組を記入する必要はありませんが、一つの部局等における取組に限っているわけではありませんので、先進的・特徴的な取組を実施していると思われる全ての取組内容を記入してください。

※枠内におさまらない場合は、フォントサイズを調整してください。

第1部 研究倫理意識の醸成

1 ガイドラインを踏まえて、研究倫理教育をどのような体制で実施していますか。

2.1 研究倫理教育等研究倫理意識を醸成していくために、研究機関全体でどのような計画（年度計画等）を策定していますか。また、研究機関全体の計画に基づく、責任や役割の分担について記入してください。

※研究倫理教育を行う者（研究倫理教育責任者含む）の決定方法がある場合は記載願います。

2.2 研究倫理教育等研究倫理意識を醸成していくために、部局等でどのような計画（年度計画等）を策定していますか。部局等における責任や役割の分担（教授会・各種委員会等）についても記入してください。

※複数の部局等がある場合は、分野等が異なるものから代表的なものを複数記載してください。

※①～④は貴機関の実態を踏まえ、適宜修正してください。

①（文系）研究科・学部

②（理工系）研究科・学部

③（生命科学系）研究科・学部

④（その他）研究所

2.3	研究機関における研究倫理教育の履修管理方法、内容理解度の測定・把握方法について記入してください。併せて、研究倫理教育の充実・改善を図るための取組状況や、不正防止関係会議・教育関係学内委員会・教授会等における研究倫理教育に関する審議状況についても記載してください。
-----	---

--

3	研究者及び研究支援人材に対して、研究機関全体として実施している研究倫理教育について記入してください。また、実施に際して工夫している点を記載してください。
---	--

※趣旨・目的、主催者、実施概要等を記載の上、「3.1」～「3.5」でできるだけ具体的に事例を紹介してください。

--

3.1	学修内容（研究不正防止、研究者倫理、各種法令・規程、研究費制度等）
-----	-----------------------------------

--

3.2	教材（e-learning教材、独自教材、教科書等）
-----	----------------------------

--

3.3	実施頻度（回数、定期・不定期開催、独立実施、教授会等学内会議同時実施等）
3.4	実施形式（個人学修、講義形式、討論形式（ワークショップ）等）
3.5	その他（外国語対応、共同研究者対応等）
4	学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育についてご説明ください。また、実施にあたって工夫している点を記載してください。 ※校番も含め、貴機関に学生及び大学院生が在籍する場合に記載してください。 ※趣旨・目的、主催者、実施概要等を記載の上、「4.1」～「4.5」でできるだけ具体的に事例を紹介してください。 ※複数の部局等がある場合は、分野等が異なるものから代表的なものを複数記載してください。 ※留学生への対応についても記載してください。

4.1	学修内容（論文作成、研究の進め方、研究者倫理、各種法令・規程、研究費制度等） ※全学的にレポート作成・引用の作法を教育する場合には、その時期と内容について合わせて記載してください。
①（文系）研究科・学部 ②（理工系）研究科・学部 ③（生命科学系）研究科・学部 ④（その他）研究所	
4.2	教材等（e-learning教材、独自教材、教科書・資料集、外部講師、学内教員等）
4.3	実施頻度（オリエンテーション、授業（必修科目・選択科目）、夏季セミナー等）
4.4	実施形式（個人学修、講義形式、討論形式(ワークショップ) 等)

4.5	その他（教育カリキュラムとの関係、教育における研究倫理教育の位置付け等）
-----	---

5	研究倫理意識を醸成していくために、今後どのような取組を行うことを考えていますか。 ※研究者倫理、技術者倫理、生命倫理、法令順守、分野の特性への配慮等、狭義の研究活動上の不正行為の防止にとどまらない研究倫理教育への取組についても記載してください。
---	---

第2部 一定期間の研究データの保存及び開示

1	保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法について、どのように規定し、どのように取扱っていますか。また、分野による取組の違い等についても記載してください。 （実験の生データ、実験・観察ノート、試料、試薬、プログラム、装置、模型、試作品等の取扱） （電子データ、紙媒体資料等の取扱）
---	---

2	保存対象の研究データと廃棄する研究データは、誰（機関全体、部局等、研究室、研究者）がどのような考え方で区分、判断していますか。
---	--

3	転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存について、誰（機関全体、部局等、研究室、研究者）がどのような対応を行っていますか。また、特に、研究室主宰者が転出又は退職する場合は、どのような対応を行っていますか。
---	--

4	ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存等に関して、管理コストや費用負担をどのように機関内において整理・分担していますか。
---	---

5	ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存に関して、研究データの帰属先に関するルールを定めていますか。ルールを定めている場合には、研究データの帰属先は、どのようになっていますか。（研究機関、部局等、研究室、研究者個人、規程による等）
---	---

第3部 その他研究公正の推進に向けた取組

1	研究機関（学部等の組織を含む）の研究紀要等について、投稿規程や査読体制等の取組について記載してください。
---	--

※研究紀要等がない場合は記載は不要です。

2	研究公正の推進に関して、上記以外にどのような取組を行っていますか。研究機関全体としての取組について記入してください。
※例えば、 ・研究公正に関するパンフレット、研究不正に関するハンドブック等の作成 ・研究室内や研究者個人の閉鎖的な研究環境に起因する研究不正のリスク要因の分析 ・若手研究者の自立した研究活動の促進のための取組等（メンターの配置等） ・研究公正の推進を支援するための専門人材の配置・専門部署の設置等による支援 ・研究機関や部局における外部評価・第三者評価の活用 ・研究者の採用時での研究倫理教育の受講確認、採用の研修 ・調査の公正性・適正性を担保するための取組 ・学位論文に関する研究公正の取組 ・研究不正を未然に防止することにつながった事例 等	
3	研究公正の推進に関して、上記以外にどのような取組を行っていますか。部局等・研究室における取組について記入してください。
4	研究活動における生成系AIの使用について、研究機関等でその取扱いや留意事項について定めている場合（検討している場合）があれば、その内容について記入してください。（公表している場合はURLも記載してください。）
5	デジタル化の進展により、実験ノートや実験データのデジタル化・DXを通じた研究公正の推進や、論文等に不正がないかどうかをAIで事前にチェックするといった動きも見られるところですが、デジタルを使った研究公正のための取組例がありましたら、記入してください。

第4部 その他の課題等

1	ガイドラインに基づく取組を実施するにあたり、課題等がありましたら、記入してください。ガイドラインに対する要望等についても記載してください。
2	公正な研究活動の推進について、国、資金配分機関等に対して、要望等があれば記載してください。

第5部 フォローアップ

1	2015年度以降で研究活動に関する不正行為の調査を行い、不正行為が認定された事案がある場合に、発生要因と再発防止策を記載してください。（複数ある場合は、認定された年度ごとに記載してください。）
例： 認定年度、不正行為の種別：〇〇年度、盗用 発生要因：▲△、、、、。 再発防止策：▲△、、、。	
2	再発防止策について対応状況を記載してください。

事前調査票②

【研究機関向け】

調査項目101～331は、ガイドラインの第2節及び第3節について、機関の取組状況等を把握するために主要な事項を抽出したものです。

「①」を選択した場合は、「根拠等記入欄」に、当該設問に対応する規程等の名称及び条項を必ず記入してください。また、不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の機関内及び機関外への周知（設問331）については、窓口のURL等を記入してください。

「②」を選択した場合は、「根拠等記入欄」に、ガイドラインを踏まえた取組がなされていない理由を記入してください。

調査項目401以降は、過去に研究不正の疑いが生じたり、調査を行った場合に記入してください。

※枠内におさまらない場合は、フォントサイズを調整してください。

第1部 研究者等に対する研究倫理教育について

101	研究倫理教育責任者の設置を含め、研究倫理教育を実施する体制を整備していますか。	(回答)	
-----	---	------	--

(根拠等記入欄)

--

102	貴機関に配置している研究倫理教育責任者の人数を教えてください。(同一の者が複数の部局の研究倫理教育責任者となっている場合は、重複計上せず実際の人数をカウントしてください。)【整数で記入】	(回答)	
-----	---	------	--

103	貴機関に配置している研究倫理教育の企画・改善などの審議等を行う常設の委員会を設置していますか。	(回答)	
-----	---	------	--

(根拠等記入欄)

※①の場合には、役割と活動状況について記載をお願いします。

--

104	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。	(回答)	
-----	---	------	--

(根拠等記入欄)

--

105	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、貴機関が定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。	(回答)	
-----	---	------	--

(根拠等記入欄)

--

第2部 研究データの保存・開示について

202	研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			

203	研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			

第3部 研究活動における不正行為の告発・調査について

302	不正行為の定義に関して、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」の言葉に加えて、ガイドラインで示されるように各々の不正行為の内容を規定していますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			

303	不正行為の定義に関して、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」ものであることを規定していますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			

305	不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や認定方法等に関する規程（コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。）を整備していますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			

306	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置していますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			

307	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めていますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			

308	告発を受け付ける基準（不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていること等）を規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
309	相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、例えば理事、副学長など、適切な地位にある者をその責任者として規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
310	相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
311	相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者（調査対象者）の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することを規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
312	告発をした又は告発をされたことを理由に、告発者・被告発者（調査対象者）に対して不利益な取扱いをしてはならないことを規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
313	告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
314	予備調査を行う場合は、告発内容の合理性、調査可能性について調査を行うことを規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
315	本調査を行うことを決定した場合は、その事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めているか。 (根拠等記入欄)	(回答)	

316	本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
317	本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することを規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
318	全ての調査委員会の委員は、告発者及び被告発者（調査対象者）と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
319	本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者（調査対象者）は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができると規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
320	本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめる（認定する）までの期間の目安を規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
321	調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行うことを規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
322	本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定されることを規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	
323	本調査の結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。 (根拠等記入欄)	(回答)	

324	不正行為を行ったと認定された被告発者（調査対象者）は、調査機関が定める期間内に調査機関に不服申立てをすることができることを規程等で定めていますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			
325	不服申立ての審査・再調査は調査委員会（317と同じ調査委員会）が行うことを規程等で定めていますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			
326	不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			
327	不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			
328	不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			
329	不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			
330	公表する調査結果の内容（項目等）を規程等で定めていますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			
331	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知（ホームページへの公表等）していますか。	(回答)	
(根拠等記入欄)			

●以下の質問については、過去に告発等によって研究活動における不正行為の疑惑が生じたことがある場合、または実際に調査を実施した場合に記載してください。

401	【研究不正に関する告発を受けて不受理としたことがある場合のみ記載】 どのような理由で不受理と判断したか教えてください。 (判断した主体(会議名)も記載してください。)
-----	--

(回答)

--

402	【予備調査を行ったが、本調査を実施しなかったことがある場合に記載】 どのような理由で本調査を実施しないと判断したのか教えてください。 (判断した主体(会議名)も記載してください。)
-----	---

(回答)

--

403	【本調査を実施し、不正行為がないと認定したことがある場合に記載】 どのような理由で不正行為の認定を行わなかったのか教えてください。 (判断した主体(会議名)も記載してください。)
-----	--

(回答)

--

基礎情報
【研究者向け】

別添 1 - 2

研究機関名			
所属部署名			
職位			
氏名			
専門分野			
研究概要			
研究室の構成員	教授相当		名
	准教授相当		名
	助教相当		名
	講師相当		名
	ポスドク		名
	博士課程学生		名
	修士課程学生		名
	学部学生		名
	その他		名
	事務担当職員		名

※教授相当：部門長、准教授相当：グループ長など、妥当と思われる職位に人数を記載してください。なお、当てはまる職位が無い場合は、その他に記載してください。

事前調査票

【研究者向け】

文部科学省では「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）」を策定して、研究機関に規程や研究倫理教育の体制整備を求めて、状況把握を行ってまいりました。その際、研究機関で行われている特徴的な取組については、他の研究機関での参考となると考えられるため、報告書を取りまとめ公表してきたところです。

研究機関での体制整備がかなり進んでおります。更に実効性を向上させるために、研究公正を遵守し、学生等へ教育・指導する研究者の方々の状況を把握することが重要であると考えております。

つきましては、以下の事前調査票にご記入いただき、実態調査当日に調査票を元に意見交換をさせていただければと存じます。

なお、当日の意見交換で使用する資料等がありましたら、事前調査票と併せてご提出いただければと存じます。

第1部 研究室内の取組

1 公正な研究を行うためのルール

※研究公正に関する共通の認識・理解を醸成するための研究室内のルールについて記入してください。

※研究機関全体・部局全体の取組を活用している場合はその旨を記載してください。

※ルールの例

- ・マニュアル（研究室の運営ルール、公正な研究活動の作法、研究成果公表のルール等）の有無と内容
- ・研究室員が参画するミーティングの有無と規模、頻度
- ・配属時のオリエンテーションの有無
- ・研究データの取得・扱い方・保存ルール
- ・留学生への対応

2	若手研究者（助教・講師・ポスドク）や外国人に対する研究指導内容
---	---------------------------------

※1の記載を踏まえて指導内容を記入してください。

--

3	院生・学部生への研究指導内容
---	----------------

※1の記載を踏まえて指導内容を記入してください。

--

4	研究データ等のまとめ方及び教員の確認方法
---	----------------------

※院生・学部生への指導内容と研究データ等の確認方法を具体的に記入してください。

（指導内容）

・データのとり方、データ保存方法、データ加工方法、データを使う場合のルール、実験ノート等の研究備忘録の作成・記載方法 など

（確認方法）

・データの種類、確認する者、頻度、不備があった場合の対処方法 など

--

5	研究成果発表に向けた確認体制（学位論文含む）
---	------------------------

- ※学位論文や学術誌等への論文投稿に当たりどのようにして適合性を担保しているか具体的に記入してください。
- ・先行研究（自己・他者）からの適切な引用等の有無の確認（確認する者、時期、頻度、確認する内容など）
 - ・研究ノート、生データ等と論文データの整合性等の有無の確認（確認する者、時期、頻度、取得データと突合する等の確認内容など）
 - ・投稿先規程と投稿論文の適合性の確認
 - ・その他オーサーシップの確認 等

--	--

第2部 所属する学協会や研究分野の状況について

- | | |
|---|--|
| 1 | 所属されている学会や投稿先の学術誌において、二重投稿やオーサーシップの規程は整備されていますでしょうか。 |
|---|--|

--	--

- | | |
|---|--|
| 2 | 先生の研究分野では、コミュニティーで共通の理解として、二重投稿やオーサーシップの考え方がどのように整理されているでしょうか。 |
|---|--|

--	--

3	先生の研究分野では、研究活動においてChatGPTをはじめとした生成系AIが使用されているケースはありますか。ある場合、それはどのような場面での使用になりますか。
	例：研究アイデアのブレインストーミング、プログラムコードの作成支援、プレゼンテーション資料作成支援、先行研究などの文献レビューの実施支援、研究原稿の執筆支援、図表の作成支援、研究目的の検索　　等
4	研究室において、研究活動における生成系AIの使用について、その取扱いや留意事項について定めている場合（検討している場合）があればご教授ください。（別途研究機関に対して、研究機関の取組を聞いているのでそれを活用している場合はその旨記載願います。）
5	所属されている学協会等において、研究活動における生成系AIの使用について、当該学協会等の行動規範、倫理規程、関連する学術誌などでその取扱いや留意事項について定めている場合（検討している場合）があればご教授ください。

6	デジタル化の進展により、実験ノートや実験データのデジタル化・DXを通じた研究公正の推進や、論文等に不正がないかどうかをAIで事前にチェックするといった動きも見られるところですが、デジタルを使った研究公正のための取組例がありましたら、ご教授ください。